記載要領１０

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

事案	厚生労働省令で定める開設届出事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第４条第３項及び第４条の２第２項		
提出期限	変更後１０日以内（変更日から起算）	様　　式	１０
添付書類	１．麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写 ２．開設者が他の病院又は診療所に勤務する場合は、勤務先管理者（院長）の同意書 ３．敷地の面積の変更 新･旧敷地平面図 ４．建物の構造概要の変更 新･旧の建物配置図 新･旧の建物平面図 ５．歯科技工室 新･旧の建物平面図 ６．新たに従事医師・歯科医師が勤務する場合は、その医師・歯科医師免許証の原本及び写 ７．新たに従事する医師・歯科医師の履歴書 ８．婚姻等により氏名を変更した場合は、その医師・歯科医師免許証等の原本及び写 ９．病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 新･旧の建物平面図		
提出部数	１　部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」欄	１．住所は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 ２．氏名は、開設者医師個人の氏名を記載する。 ３．電話番号は、開設者医師の自宅の電話番号又は携帯番号を記載する。
1　診療所の名称	開設届又は変更届されている名称を記載する。
2　開設の場所	１．住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ２．住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 ３．ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
3　診療科目	１．医療法第６条の６及び同法施行令第３条の２に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20.3.31　医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知） ２．麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。 ３．今回の届出で診療科目を変更した場合は、変更後の診療科目を記載する。
4　変更事項	該当する変更事項欄の□にレを記載する。
5　変更理由	変更理由を詳細に記載する。
6　変更年月日	変更した日を記載する。

記載要領１０

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

様式の記入要領	
①開設者の住所･氏名	１．開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 ２．氏名は、開設者医師個人の氏名を記載する。 ※開設者の交代については、廃止・開設手続きが必要。
②管理者の住所･氏名	管理者の住所は、医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 ※管理者の住所又は氏名の変更ではなく、管理者の交代については、管理者変更の手続きが必要。
③診療所の名称	医療法に違反する名称でないこと。 ・原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反するものや、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。
④開設の場所	１．住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「○丁○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 ２．住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 ３．ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「○×ビル○階」 ※移転、承継による住所の変更は、廃止･開設手続きが必要。
⑤診療科目	１．医療法第６条の６及び同法施行令第３条の２に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20.3.31　医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知） ２．麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。
⑥開設者が現に開設、管理又は勤務する病院、診療所	１．当該診療所以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。（別途許可が必要。） ２．当該診療所以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。（別途許可が必要。） ３．当該診療所以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 （勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。）
⑦同時に２以上の病院又は診療所を開設しようとする場合その旨	本届出と同時に他に病院、診療所を開設する場合、その医療機関の開設場所及び名称を記載する。（別途許可が必要。）
⑧従業者の定員	定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業員数）のことである。 診療所においては、従事者数の法定基準はありませんが、医療を提供するに必要な適切な人員を確保するものとする。（療養病床にかかるものを除く。）
⑨診療所の診療日･診療時間	該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。
⑩敷地の面積	診療所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第２位まで。） 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。

記載要領１０

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

様式の記入要領	
⑪建物の構造概要及び平面図 変更内容 ⑪－①新･増築	該当する変更事項欄の□にレを記載する。 １．建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第２位まで。） ２．診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。（小数点第２位まで。） ３．構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。 ４．室名欄は、新･増築部分に設置する施設の室名を記載する。 ５．床面積欄は、新･増築部分に設置する施設の床面積（壁心）を記載する。
⑪－②建物の除却	１．建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。（小数点第２位まで。） ２．診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。（小数点第２位まで。） ３．変更面積は、新･旧の差し引きした面積を記載する。 ４．構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
⑪－③各室の用途変更･改造	１．各施設ごとに新･旧の室名を記載する。 ２．改造により施設の区画が分割･統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。
⑫歯科技工室	歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を〇で囲む。
⑬診療に従事する医師・歯科医師の氏名、担当診療科目、診療日、診療時間	【現に診療に従事している者】 当該診療所に勤務している医師、歯科医師について変更があった場合記載する。 １．医師、歯科医師の氏名、担当診療科、診療日及び診療時間を新･旧ともに記載する。 ２．診療日は該当する欄に〇を記載する。 ３．診療時間は、当該診療日に対応する時間をそれぞれ記載する。 ４．変更年月日は、変更した日を記載する。 ５．変更した理由を詳細に記載する。 【新たに診療に従事した者】 １．新たに診療に従事した医師、歯科医師の氏名、担当診療科、診療日及び診療時間を記載する。 ２．診療日は該当する欄に〇を記載する。 ３．診療時間は、当該診療日に対応する時間をそれぞれ記載する。 ４．従事年月日は、新たに診療に従事した日を記載する。 ５．変更した理由を詳細に記載する。 【診療を廃止した者】 診療に従事しなくなった医師、歯科医師の氏名、診療廃止年月日、理由を記入する。

記載要領１０

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

	【婚姻等により氏名を変更した者】 婚姻等により氏名を変更した医師、歯科医師の氏名、変更年月日、変更理由を記載する。
⑭薬剤師が勤務するときは、その氏名	医師（歯科医師除く）が常時３人以上勤務する場合、薬剤師の氏名を記載する。（医療法第１８条）
⑮病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	１．用途変更により病室から他施設へ変更した場合についてもその病床増減を記載する。 （病室名） ２．それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 （病床数） ３．１病室あたりの病床数を記載する。 ４．療養病床は１室あたり４床以下とすること。 ※医療法施行規則附則第４条に経過措置あり。 （平成１３年１月３１日厚生労働省令第８号） （床面積） ５．建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 （有効内法床面積） ６．内法による測定で、患者１人を入院させるものにあっては、６．３㎡以上、患者２人以上を入院させるものにあっては患者１人につき、　４．３㎡以上とすること。（療養病床にあっては、患者１人につき　６．４㎡以上とすること。） ※療養病床については医療法施行規則附則第７条に経過措置あり。 （平成１３年１月３１日厚生労働省令第８号） ７．有効内法床面積の算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 （１床あたりの有効内法床面積） ８．患者１人あたりの有効内法床面積を記載する。 （採光面積） ９．建築基準法によって、病室の床面積の７分の１以上が必要。 （外気開放面積） １０．建築基準法によって、病室の床面積の２０分の１以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。

添付書類の記載要領	
敷地平面図	敷地部分が明確にわかるよう、赤線で囲む。
建物平面図	１．診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 ２．寸法、面積及び各室名を記載する。 ３．診療所面積を記載する。 ４．診療所が２階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 ５．洗面台及びシンク等、壁や床の固定物を記載する。

記載要領１０

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

添付書類の記載要領	
新たに従事となった医師・歯科医師の免許証の写 婚姻等により氏名を変更した医師・歯科医師の免許証の写	１．免許証の写を窓口にて原本照合を行うため、届出時には医師・歯科医師免許証の原本もあわせて持参する。 ２．氏名･本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合は両面コピーをした写が必要。
新たに従事医師となった医師の履歴書	届出日現在における氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就･退職の旨を明記する）賞罰（医業、歯科医業に関するものに限る）を記載する。（押印不要） 職歴の最終には、当該開設届の診療所について記載する。 記載例 →○年○月　○○診療所（今回届出の診療所の名称）勤務